平成２５年（フ）第１９０号
横浜市旭区左近山1186番地５　左近山団地８街区２棟804号
破産者　岩崎　京子
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７６号
横浜市金沢区六浦１丁目５番12号　ライオンズマンション金沢八景第８―301号
破産者　八木　明彦
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０４号
横浜市南区大岡２丁目22番５―209号、開始決定時の住所横浜市磯子区丸山１丁目19番20号
破産者　福島　彰彦
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７４号
横浜市都筑区東山田１丁目17番８号　サンパルクB101
破産者　原田　俊明
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９号
新潟県糸魚川市新鉄１丁目４番34号、前住所新潟県糸魚川市横町３丁目５番29号
破産者　山田志摩子
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１４６２号
広島市安佐南区古市２丁目３番23―102号
破産者　古市　　歩
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８５号
広島市中区舟入南２丁目１番５―406号
破産者　三宅　祥晴
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６８３号
福岡市南区高宮２丁目11番14―403号
破産者　山口　稔幸
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８号
長野県須坂市大字日滝1199番地５
破産者　久保田修司
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺2228番地天建寺団地Ａ―１
破産者　キャンバス久留米こと　井口　秀隆
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１０８号
札幌市北区新琴似９条11丁目５番９号、開始決定時の住所北海道札幌市北区北二十四条西12丁目１番７―908号
破産者　高木　　充
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３０７号
札幌市北区新琴似７条14丁目６番16―２号ピースフル三和302号、開始決定時の住所札幌市北区新琴似11条17丁目３番27号
破産者　秋山　譲治
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８９１号
札幌市北区新琴似８条14丁目８番22号　コーポ池田101号
破産者　秋南　清勝
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３号
埼玉県草加市金明町1170番地12
破産者　百田　正武
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５１６号
埼玉県春日部市小渕694番地11、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市八丁目134番地１
破産者　橋本　永夫
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８０号
埼玉県吉川市大字保448番地　河口コーポ３―202
破産者　根岸　郁枝
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
広島市佐伯区五日市駅前１丁目８番３―1406号
破産者　今岡　美保
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部